

500kV 恵那分岐線（仮称）新設に係る環境影響評価準備書  
に対する岐阜県知事意見書

<総括的事項>

- 1 当事業の実施にあたり、周辺環境への影響等に関して新たな事情が生じたときは、必要に応じて環境項目及び調査、予測及び評価の手法等の再検討並びに追加の調査、予測、評価等を行うこと。
- 2 工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった環境影響が生じた場合、または予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに調査等を行い、関係機関と協議のうえ、適切な措置を講ずること。
- 3 工事中における環境保全措置を的確に履行するとともに、最新の技術・工法等を積極的に採用し、環境負荷の低減に努めること。
- 4 貴重な生物種の保護の観点から、当該種の生息場所等に係る情報の取り扱いについて十分注意すること。
- 5 周辺環境への影響や環境保全対策について、適切な機会をとらえて地元自治体や地域住民に対して丁寧に説明すること。
- 6 本意見書の各項目について検討し、その結果を評価書に記載すること。

<個別的事項>

【水質】

- 7 工事中は掘削土を速やかに搬出する等、豪雨に備えた土砂や濁水流出防止対策を十分に講じること。

【騒音】

- 8 工事中資材等の搬入に当たっては、工事関係車両の効率的な運行を行い、運行台数の低減や平準化を図ること。なお、運行時間帯にも配慮すること。

【騒音、振動、その他】

- 9 工事中の騒音、振動や供用後の電磁界による影響等について、必要に応じて現状を把握するための調査を行うこと。

【動物】

- 10 関係地域内において、頻繁に飛翔が確認されている猛禽類（1種）について再度現地踏査を行い、営巣の有無を調査すること。なお、営巣が確認された場合には専門家の意見を踏まえ、工事の実施に伴う生息環境への影響を低減するよう適切な環境保全措置を講じること。

- 1 1 関係地域内に営巣が確認され、事業実施区域内に高利用域や行動圏が含まれている猛禽類について、工事の実施に伴う生息環境への影響を低減するよう適切な環境保全措置を講じること。

**【植物、生態系】**

- 1 2 事業実施区域周辺には、東海丘陵要素植物群の生育する湿地等が存在し、地域特有の豊かな生態系を有していることから、工事車両や人の往来により外来種が侵入し、生態系のバランスが壊れることがないように適切な環境保全措置を講じること。